

前 障  
令和 2 年 8 月 7 日

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る  
取扱いについて

日頃から、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、標記については「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について（その 2）」（令和 2 年 6 月 30 日付厚生労働省事務連絡）（以下「厚労省通知」という。）において示されているところです。

依然、全国各地で新型コロナウイルス感染者が多数確認され、感染者数は増加の一途を辿っております。群馬県内においても連日感染者が確認されており、その中には児童生徒の感染者も含まれている状況です。こうしたことから、厚労省通知や本市通知等において、特にご留意いただきたい点をまとめましたので、引き続き感染拡大防止に努め、適切な支援にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 当面継続する柔軟な取扱いについて（厚労省通知 Q 1 ～ Q 2 0 参照）
  - (1) サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等
  - (2) その他の加算
  - (3) 代替的な支援 ※
  - (4) 支給決定その他

上記取扱いについて現時点では、各事業所から個別相談があった場合に、適用するか否かを判断しています。つきましては、前橋市内事業所及び前橋市の支給決定児童について、取扱いを適用する必要性が生じた場合には、「6 問い合わせ先」まで事前にご相談ください。

※ (3) を適用した場合、基本的には通常の利用とみなし、利用者負担が発生します。ついては、保護者に対して十分な説明を行い、理解を得たうえで代替的な支援の提供を行ってください。（ただし、感染防止のため

めに学校を出席停止扱いになっている場合等は、この限りではありません。)

2 夏季休業期間における報酬単価の取扱いについて（厚労省通知Q28参照）

(1) 地域ごとに定められた夏季休業期間において、学校の授業がない児童と、授業終了後に利用する児童が混在する場合には、学校休業日単価を適用します。

(2) 異なる地域の学校に通っているために、夏季休業期間が児童によって異なっている場合には、事業所の中で、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間に合わせて、学校休業日単価を設定することとします。

※上記2については、特別支援学校等の臨時休業に伴う対応ではないことから、「特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業」の対象とはならず、利用者負担の補助はありませんのでご注意ください。

3 利用児童が感染した場合や濃厚接触者とされた場合の取扱いについて

別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）の別紙「社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における感染防止に向けた対応について」及び以下の点にご留意いただき、適切な対応をお願いいたします。

(1) 感染者や濃厚接触者、感染が疑われる児童（以下、「罹患者等」という。）及び体調不良の児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いいたします。

(2) 感染が確認された学校等に通い、罹患者等以外の児童について、利用希望がある場合には、誤った認識等による不当な差別や偏見等が生じぬよう、他の利用児童にできる限りの理解を促すとともに、保護者に対し丁寧な説明を行い、原則として受入れをお願いいたします。しかし、児童の安全や支援の質の担保が十分に確保できないおそれがあると事業所が判断した場合には、やむを得ず当該児童及び保護者に対し、通所を自粛するよう依頼することも想定されます。

つきましては、やむを得ず通所を自粛するよう依頼する場合については、保護者に十分な説明を行い、関係機関と連携のうえ、代替的支援の実施や代替場所での個別受入れ等可能な限りの支援を実施し、家庭の孤立化防止や児童の居場所確保をお願いいたします。

#### 4 その他

各種取扱いに変更が生じた場合又は新規取扱いが追加された場合には、随時メール等で周知させていただきますので、遺漏のないようご注意ください。

#### 5 参考（別添）

(1)「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（その2）」（令和2年6月30日付厚生労働省事務連絡）

(2)「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

国・県通知

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi\\_tetsuzuki/covid19\\_info/2/6/23871.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/2/6/23871.html)

本市通知

[https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi\\_tetsuzuki/covid19\\_info/2/6/24200.html](https://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi_tetsuzuki/covid19_info/2/6/24200.html)

#### 6 問い合わせ先

(1) 支給決定に関する事項

障害福祉課生活支援係 児童担当（直通027-220-5712）

(2) (1)以外に関する事項

障害福祉課障害政策係 指定担当（直通027-220-5713）

共通 FAX：027-223-8856 E-mail: [syougai Fukushi@city.maebashi.gunma.jp](mailto:syougai Fukushi@city.maebashi.gunma.jp)